

2024年8月20日

会員各位



「令和6年度介護報酬改定関係資料集」の正誤について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、表題のとおり、記載内容に誤りがございましたので、正誤表を掲載いたします。会員の皆様にはご迷惑をおかけして誠に申し訳ありません。ご確認の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

●該当箇所

「2024年度介護報酬改定 基本報酬 加算・減算一覧表」表紙裏面

No. 6 協力医療機関連携加算 対象者

正	誤
体制加算	個別加算

(参考) 介護保険最新情報「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 7)

(令和6年6月7日)」

○ 協力医療機関連携加算について

問1 協力医療機関連携加算について、「入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合」とあるが、病歴等の情報を協力医療機関と共有することに同意が得られない者に対して算定できるか。

(答)

協力医療機関連携加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築することを目的とした体制加算であり、入所者全員について算定されるもの。なお、協力医療機関に対して病歴等の情報を共有することについて同意が得られない入所者であっても、当該入所者の急変時等において協力医療機関による診療等が受けられるよう取り組むことが必要。

以上